



春は引っ越しの季節—— 住民異動の届出はお早めに！

住民異動の届出は義務です。住民異動の手続きは引っ越しの日から14日以内に行わないと罰則を受ける可能性があります。今回は、住民異動の届出についてご紹介します。

住民異動の手続き

春は進学、就職、転勤などで引っ越しが多くなる季節です。引っ越しに伴い住所を変更するには、税務町民課に住民異動届出をする必要があります。

受付時間

受付時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、皆さんの利用しやすい時間帯

(月曜日、金曜日、10時～15時)は混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。手続きの詳細は表1をご参照ください。
※日曜窓口では、住所異動手続きの受付は行っていません。受付できる手続きは証明書の発行、納税のみとなっておりますのでお気を付けてください。

問い合わせ先

税務町民課 ☎ 62-2112

表1 住民異動届一覧

届出事項	どんなときに(届出事由)	いつ(届出期間)	だれが(届出人)	届出に必要なもの(添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住み始めてから14日以内		①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②身分証明書(写真付) ③印鑑 ④個人番号通知カードまたは個人番号(マイナンバー)カード
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る前に	本人・同じ世帯の方または代理人(※)	①国民健康保険証(加入者のみ) ②身分証明書(写真付) ③印鑑
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めてから14日以内		①国民健康保険証(加入者のみ) ②身分証明書(写真付) ③印鑑 ④個人番号通知カードまたは個人番号(マイナンバー)カード

※代理人の場合は、上記に加えて委任状も必要になります。

○第1回町内一斉環境美化活動実施のお知らせ

町と町保健委員会では、美しいまちづくり推進事業の一環として、第1回町内一斉環境美化活動を実施します。快適な生活環境づくり・町内の環境美化のため、町民の皆さんのご協力をお願いします。

- 実施日時 4月7日(日)小雨決行
清掃時間 午前6時～7時
- 実施内容 町民総参加で、各行政区単位により道路、公園、遊園地等及び各家庭

周辺の一斉清掃を行います。燃えるごみ・粗大ごみ・空き缶等の回収は行いません。各地区において、可燃物、不燃物、資源物に分別し、一時的に集会所等へ保管して、指定されたごみの収集日に出すようご協力をお願いします。

- 今後の実施日程 6月2日(日)、8月4日(日)、10月6日(日)

○献血にご協力をお願いします

県内では、輸血に必要な血液が慢性的に不足しています。町では、次のとおり献血を行いますので、町民の皆さまのご協力をお願いします。

- 日時 3月18日(月)
午前9時30分～午後4時30分
(正午～午後1時は昼休み)
- 場所 勤労青少年ホーム
- 献血できる方

【表1】のとおりです。当日の問診の内容によっては、献血をご遠慮いただく場合がありますのでご注意ください。

▼【表1】採血基準表

種類 項目	全血献血	
	400ml	200ml
年齢	男性 17歳～69歳※ 女性 18歳～69歳※	16歳～24歳
体重	男女とも50kg以上	男性 45kg以上 女性 40kg以上
間隔	前回献血から男性は12週間後、女性は16週間後の同じ曜日	前回献血から男女とも4週間後の同じ曜日

※65歳以上の献血は、過去5年間で献血経験のある方に限ります

▼問い合わせ先
福祉こども課

☎ 62-2210

狂犬病予防注射を受けましょう！

狂犬病予防法では、生後91日以上の子犬の飼い主に、飼い犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を義務づけています。

町では、右表の日程で狂犬病予防注射を実施しますので、必ず受けるようにしてください。なお、当日都合の悪い方は後日、動物病院で予防注射を受けてください。

飼い犬が死亡しているという方は、健康環境課までご連絡ください。

- 料金 予防注射料 3,200円 ・登録料 3,000円

- 注意事項
①会場には、犬を制止できる人が連れて来てください。
②次の場合は、予防注射を受ける前に、獣医師に申し出てください。
イ) 犬が病気がかかっていると思われるとき
ロ) 犬が予防注射でショックなどの副反応をおこしたことがあるとき
ハ) 妊娠初期・末期のとき
ニ) 1か月以内に、ほかの予防注射を受けているとき

【問い合わせ先】 健康環境課 ☎ 62-2115

狂犬病予防注射実施日程

実施日	実施場所	時間
4/11(木)	久来石転作センター	9:00～9:30
	笠石多目的集会所	9:40～10:00
	笠石防災センター	10:10～10:40
	旭町コミュニティセンター	10:50～11:20
	豊郷構造改善センター	11:30～12:00
	成田保健センター	13:10～13:40
	成田北町集会所	13:50～14:10
	桜町俵井集会所	14:20～14:40
	南高久田多目的集会所	14:50～15:10
	鏡田転作センター	15:20～15:40
4/12(金)	高久田多目的集会所	15:50～16:10
	深内多目的集会所	16:20～16:40
	大池団地集会所	16:50～17:10
	仁井田多目的集会所	9:00～9:30
4/14(日)	鏡石4区集会所	9:40～10:00
	さかい集会所	10:10～10:40
	鏡石1区集会所	10:50～11:20
4/14(日)	3区コミュニティセンター	11:30～12:00
4/14(日)	勤労青少年ホーム	9:00～11:00

こちらの手続きもお忘れなく！

○国民健康保険○

同一世帯内に健康保険の異動があった方がいる場合は、異動後14日以内に届出をする必要があります。

なお、手続きには身分証明書と個人番号(マイナンバー)がわかるもののほか、加入・脱退などの異動を証明する書類等が必要となります。

●問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62-2112

○児童手当・児童扶養手当等○

児童手当を受給している方が他の市町村に住所を移すと、本町での受給資格はなくなります。受給者の方は、転出した日から15日以内に、転入先の市町村で新たに手続きをしてください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成を受けている方が転居や転出の手続きをした際には、受給者証・印鑑を持って福祉こども課で手続きをしてください。

※状況によっては手続き不要の場合もあります。

●問い合わせ先 福祉こども課 ☎ 62-2210

○国民年金○

会社を退職した方や配偶者の扶養から抜けた方は、必ず税務町民課で加入の手続きをしてください。加入手続きに必要な書類は、健康保険資格喪失証明書や離職票等です。また、保険料を納めることが経済的に困難な方は、免除制度がありますのでご相談ください。

●問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62-2112

○上下水道○

●水道の開始・停止・名義変更
異動の多いこの時期は混雑しますので、引っ越しの1週間前(土・日・祝日を除く)までに、上下水道課へお越しいただくか電話またはFAXでお申し込みください。

●井戸水使用世帯の人数変更
井戸水を使い、下水道に接続している世帯で、人数に変更があった場合は、上下水道課へお越しいただくか、電話で手続きしてください。

●問い合わせ先 上下水道課 ☎ 62-2348
FAX 62-7157